

# J A ネットバンク利用規定の一部改正について

J A ネットバンク利用規定の一部を次のとおり改正する。

(2020年7月20日実施)

「JAネットバンク利用規定」  
目次第11条 カードローンサービス

第12条 取引内容の記録等

第13条 月額手数料等

第14条 パスワードの管理、セキュリティ等

第15条 解約等

第16条 移管

第17条 免責事項

第18条 本サービスの不正使用による振込等

第19条 届出事項の変更等

第20条 通知・告知手段

第21条 海外からの利用

第22条 サービスの追加

第23条 サービスの休止

第24条 サービスの廃止

第25条 本規定の変更

第26条 業務委託の承諾

第27条 関係規定の適用・準用

第28条 契約期間

第29条 譲渡・質入れ等の禁止

第30条 準拠法・合意管轄

(2020年4月1日実施)

「JAネットバンク利用規定」  
目次(追加)

第11条 取引内容の記録等

第12条 月額手数料等

第13条 パスワードの管理、セキュリティ等

第14条 解約等

第15条 移管

第16条 免責事項

第17条 本サービスの不正使用による振込等

第18条 届出事項の変更等

第19条 通知・告知手段

第20条 海外からの利用

第21条 サービスの追加

第22条 サービスの休止

第23条 サービスの廃止

第24条 本規定の変更

第25条 業務委託の承諾

第26条 関係規定の適用・準用

第27条 契約期間

第28条 譲渡・質入れ等の禁止

第29条 準拠法・合意管轄

**第1条 「JA ネットバンク」**

「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

**第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等**

4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

(1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

- a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額
- b 払込手続の処理時における払込金額

(削除)

(2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。

**第9条 定期貯金サービス**

1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設(削除)を行うことができるサービスをいいます。

2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座(以下、開設口座といいます)は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。

**第1条 「JA ネットバンク」**

「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、(追加)その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

**第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等**

4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

(1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

- a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額
- b 払込手続の処理時における払込金額

c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額

d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・利息および繰上返済手数料の合計金額

(2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。

**第9条 定期貯金サービス**

1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更(満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更)、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。

2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座(以下、開設口座といいます)は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。

(削除)

3. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。

#### 第10条 ローン繰上返済サービス

1. ローン繰上返済サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会(削除)を行うことができるサービスをいいます。
2. 本サービスの対象となるローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。

(削除)

3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。

- (1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。
- (2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。
- (3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。

4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とします。

5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座における当組合が定める商品に限ります。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。

6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。

#### 第10条 ローン繰上返済サービス

1. ローン繰上返済サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。
2. 本サービスの対象となるローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。

3. 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取り扱います。

- (1) 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取り扱いできません。
- (2) 一部繰上返済の取引実施日は、「次回約定返済日の3営業日前の前日」までの申込みは次回約定返済日、以降の申込みは次々回の約定返済日とします。  
なお、約定返済日が非営業日の場合は、翌営業日が一部繰上返済の取引実施日となりますが、利

第11条 カードローンサービス

1. カードローンサービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会を行うことができるサービスをいいます。

2. 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。

第12条 取引内容の記録等  
(省略)

第13条 月額手数料等  
(省略)

息等計算の基準日は約定返済日とします。

(3) 本サービスで表示される繰上返済後の約定返済額等はいくまで申込み時点での試算であり、実際の手続き結果とは異なる場合があります。手続き後の利率、返済内容等については、別途交付する「返済計画表」等にて確認してください。

(4) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。

(5) 本サービスによる一部繰上返済では、ローンの契約条件等は、契約者が本サービスで依頼した内容および当組合の承諾に基づき変更されます。また、当組合所定の本サービスによる繰上返済手数料を適用します。

(6) 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（約定返済額・利息額、一部繰上返済額・繰上利息額、当組合所定の手数料の合計額）を、ローン契約時に指定した元金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。

(7) 残高不足等の理由により手続きができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとします。

(追加)

第11条 取引内容の記録等  
(同左)

第12条 月額手数料等  
(同左)

**第14条** パスワードの管理、セキュリティ等

(省略)

**第15条** 解約等

(省略)

**第16条** 移管

(省略)

**第17条** 免責事項

3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第18条による補てんの請求をすることができます。

**第18条** 本サービスの不正使用による振込等

(省略)

**第19条** 届出事項の変更等

(省略)

**第20条** 通知・告知手段

(省略)

**第21条** 海外からの利用

(省略)

**第22条** サービスの追加

(省略)

**第23条** サービスの休止

(省略)

**第24条** サービスの廃止

(省略)

**第25条** 本規定の変更

1. 当組合は、第22条・第24条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定

**第13条** パスワードの管理、セキュリティ等

(同左)

**第14条** 解約等

(同左)

**第15条** 移管

(同左)

**第16条** 免責事項

3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第17条による補てんの請求をすることができます。

**第17条** 本サービスの不正使用による振込等

(同左)

**第18条** 届出事項の変更等

(同左)

**第19条** 通知・告知手段

(同左)

**第20条** 海外からの利用

(同左)

**第21条** サービスの追加

(同左)

**第22条** サービスの休止

(同左)

**第23条** サービスの廃止

(同左)

**第24条** 本規定の変更

1. 当組合は、第21条・第23条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所

事項を含みます)を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

**第26条 業務委託の承諾**

(省略)

**第27条 関係規定の適用・準用**

(省略)

**第28条 契約期間**

(省略)

**第29条 譲渡・質入れ等の禁止**

(省略)

**第30条 準拠法・合意管轄**

(省略)

本規定の当組合所定の内容については、[JAネットバンク](#)ホームページの掲載内容により確認してください。

定事項を含みます)を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

**第25条 業務委託の承諾**

(同左)

**第26条 関係規定の適用・準用**

(同左)

**第27条 契約期間**

(同左)

**第28条 譲渡・質入れ等の禁止**

(同左)

**第29条 準拠法・合意管轄**

(同左)

[JA ネットバンク利用規定](#)の当組合所定の内容については、[店頭にご用意しております。「当組合所定事項」](#)をご覧ください。